（その１）

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☐ 政党の支部	☐ 政党
☑ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第１項の規定による政治団体

収支報告書

（令和 6 年分）

（ふりがな）（せいゆうかい）

1 政治団体の名称　政裕会

2 主たる事務所の所在地　南房総市千倉町北朝夷228-6

3 代表者の氏名　石井　裕

4 会計責任者の氏名　石井　郁代

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

問合せ先
（担当者）石井　郁代
（電話）0470-44-5545

千葉県選挙管理委員会 -7.1.17 受付

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	☐ 無
公職の種類	南房総市長
	（現職・候補者等）
資金管理団体の届出をした者の氏名	石井　裕

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類
（現職・候補者等）

（※）資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

3 5 1 7 2 0

定解	内後	郵送	国N	国N	全	領N	N過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
S		1/17	T		

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1　収支の総括表

	十億 百万 千 円
(1) 収入総額（①＋②）	12,184,597
①（前年からの繰越額）	8,491,883
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）	3,692,714
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	2,553,587
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	9,631,010

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億 百万 千 円
金額 A	0
員数	0人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	金額 十億 百万 千 円	備考
(ア) 個人からの寄附	992,000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附	300,000	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）	1,292,000	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	1,292,000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その３－２）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティー）

政治資金パーティーの名称	金額				開催年月日	開催場所（所在地及び施設名）	備考
	十億	百万	千	円			
南房総政経懇話会		1	220	000	R6.5.30	館山市北条1692（株）波奈館山総本店	
南房総政経懇話会		1	180	000	R6.11.21	館山市北条1692（株）波奈館山総本店	
この頁の小計		2	400	000			
合計 D		2	400	000			

注意(1)収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）については、本表のほか表(その10)も提出すること。
(2)20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)～(その11-3)にその内容を記載すること。
また、あっせんによって20万円超の収入（売上）を集めた者がいる場合には、表(その12-1)～(その12-3)にあっせんの内容を記載すること。
(3)他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

（その６）

（６）その他の収入

摘　　要	金　額 十億	百万	千	円	収入年月日	備　考
この頁の小計						
１件10万円未満のもの				714		
合計 G				714		

注意　預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件１０万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
上野　利光　小計			120	000		館山市竜岡612	会社役員	
（内訳）			10	000	R6.1.22			
			10	000	R6.2.20			
			10	000	R6.3.21			
			10	000	R6.4.22			
			10	000	R6.5.20			
			10	000	R6.6.20			
			10	000	R6.7.22			
			10	000	R6.8.20			
			10	000	R6.9.20			
			10	000	R6.10.21			
			10	000	R6.11.20			
			10	000	R6.12.20			
この頁の小計			120	000				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
菊地　裕美			500	000	R6.12.9	木更津市木更津1-1-17-203	会社役員	
白幡　一記			300	000	R6.12.9	館山市北条2731-1	会社役員	
この頁の小計			800	000				
その他の寄附			72	000				
合計			992	000				

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その７－３）　**政治団体**

（7）寄　附　の　内　訳　（政治団体）						寄　附　者　の　区　分	政治団体	
団　体　の　名　称	金　額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
	十億	百万	千	円				
自由民主党千葉県第12選挙区支部			300	000	R6.10.3	木更津市新宿1-3 柴野ビル2階	浜田 靖一	
この頁の小計			300	000				
その他の寄附				0				
合　計			300	000				

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(その13-1)

3．支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目	金額（十億 百万 千 円）	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出（十億 百万 千 円）	備考
1 経常経費			
(1) 人件費	900,000		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	548,172		
(4) 事務所費	343,475		
小計 ((1)～(4))	1,791,647		
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	20,000		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	541,940		
（内訳） ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	541,940		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	200,000		
(6) その他の経費	0		
小計 ((1)～(6))	761,940	うち本部・支部間の交付金合計 円	
合計	2,553,587	←1の小計と2の小計の合計を記載すること。	

※ア行からエ行の合計を、(3)行に記載すること

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その14）、（その15）の注意書きを参照。）

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

「コピー機により複写した領収書の写し」が必要

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（その14-2）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出			548,	172				
合計			548,	172				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2)①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（その14-3）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出			343	475				
合計			343	475				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2)①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑) ☑1 組織活動費 □2 選挙関係費 □3 機関紙誌の発行事業費 □4 宣伝事業費 □5 政治資金パーティー開催事業費 □6 その他の事業費 □7 調査研究費 □8 寄附・交付金 □9 その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 交際費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出			20,000					
合計			20,000					

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） □1 組織活動費 □2 選挙関係費 □3 機関紙誌の発行事業費 □4 宣伝事業費 ☑5 政治資金パーティー開催事業費 □6 その他の事業費 □7 調査研究費 □8 寄附・交付金 □9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 南房総政経懇話会

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
パーティー会場借上料及び食事代			272	000	R6.5.31	（株）波奈	館山市北条1692	
この頁の小計			272	000				
その他の支出								
合計								

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑) □1 組織活動費 □2 選挙関係費 □3 機関紙誌の発行事業費 □4 宣伝事業費 ☑5 政治資金パーティー開催事業費 □6 その他の事業費 □7 調査研究費 □8 寄附・交付金 □9 その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 南房総政経懇話会

支出の目的 (具体的に記入すること。)	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
パーティー会場借上料及び食事代			269	940	R6.11.22	(株) 波奈	館山市北条1692	
この頁の小計			269	940				
その他の支出				0				
合計			541	940				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑) ☐1 組織活動費 ☐2 選挙関係費 ☐3 機関紙誌の発行事業費 ☐4 宣伝事業費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費 ☐6 その他の事業費 ☐7 調査研究費 ☑8 寄附・交付金 ☐9 その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 寄附金

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附	100,000	R6.7.24	高橋恭市後援会	富津市大堀2-5-13	
			高		
寄附	100,000	R6.10.11	自由民主党千葉県第[illegible]選挙区支部	木更津市新宿1-3 柴野ビル2階	
			十二		
この頁の小計	200,000				
その他の支出	0				
合計	200,000				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し
☐ 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
☐ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 1 月 8 日

政治団体の名称　政　裕　会

会計責任者の氏名　石井郁代　㊞

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要